破産手続廃止

平成２４年（フ）第１３４号
宮城県大崎市鹿島台平渡字銭神125番地１
破産者　株式会社鹿島台温泉なごみ
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第６５６２号
埼玉県草加市原町３丁目４―24
破産者　植村　　勉
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５３４号
東京都杉並区和田３丁目30番10号　アルス東高円寺１Ｆ
破産者　有限会社Ｐ―工房
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５３５号
東京都杉並区荻窪４丁目７―８―202
破産者　篠原　昌二
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７０５号
千葉県旭市江ケ崎140番地10
破産者　株式会社スマイル
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７０６号
千葉県旭市江ケ崎140―10
破産者　金田　康孝
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０８１９号
東京都大田区北糀谷２丁目11番７号
破産者　株式会社三協交通
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１３４３号
東京都大田区仲六郷３丁目10―12
破産者　角田　安雄
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３６９号
千葉県千葉市花見川区作新台６丁目19―２作新台ハイツ小山３号館202号、開始決定時の住所千葉県千葉市花見川区長作町1363―２友和建設内
破産者　齋藤　愛子（旧姓代田）
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３８０号
東京都板橋区桜川２丁目14番６号
破産者　株式会社リープコーポレーション
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３５５２号
東京都港区台場１丁目１―２―3002
破産者　綿屋　　晶
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３６１１号
東京都目黒区上目黒３丁目27―17　サクラノキテラス中目黒05
破産者　宮川　恵美
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９７０号
東京都千代田区神田佐久間町１丁目14番地
破産者　株式会社ジェーシー企画
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９７１号
東京都大田区南馬込３丁目30―14、住民票上の住所東京都大田区久が原５丁目14―14―801川口方
破産者　島　　國好
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９９４号
東京都文京区白山４丁目23―12
破産者　沼田　勝吉
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４０６１号
福島県郡山市方八町２丁目９番４号、商業登記簿上の本店所在地福島県郡山市富田町字坦ノ腰83番地の10
破産者　有限会社食工房
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４０６２号
福島県郡山市安積町日出山３丁目258　アベニューＡ棟102
破産者　菅原　雄三
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１３１号
東京都足立区島根１丁目８番13号
破産者　株式会社プラス・モデスト
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１５６号
群馬県前橋市小屋原町1044番地６
破産者　サイトウ縫製株式会社
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１５８号
東京都府中市寿町３丁目４番地の14
破産者　有限会社ヨシコウ
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１５９号
大阪府大阪市中央区内本町１丁目３番９号
破産者　咲や株式会社
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部